

2022 年 8 月税務ニュース

1. 投資プロジェクトに対する付加価値税還付の規定改正（政府から発行された 2022 年 7 月 29 日付の政令第 49/2022/ND-CP 号）

2022 年 7 月 29 日に、政府は付加価値税（VAT）について規定する政令第 209/2013/ND-CP 号の規定を修正、補足する政令第 49/2022/ND-CP 号を発行した。投資プロジェクトに対する VAT 還付に関して、本政令には以下の重要な修正内容が含まれている。

- 政令第 49/2022/ND-CP 号によると、VAT 還付が可能な投資期間（事業開始前）が 1 年以上必要である旨の規定は無効となる。その他、新規投資プロジェクトに関する新たなガイダンスが規定されている。
- 条件付事業分野に属する企業は、以下のいずれかに該当すれば、VAT 還付が可能である。
 1. 投資期間中で当局からライセンスや許可書、承認書が交付された投資プロジェクト
 2. 投資期間中であるが、当該期間においてライセンスや許可書、承認書の交付を必要としない投資プロジェクト
 3. ライセンスや許可書、承認書の交付を必要としない投資プロジェクト

政令第 49/2022/ND-CP 号は 2022 年 9 月 12 日より有効となる。しかし、政令第 49/2022/ND-CP 号第 1 条 3 項に規定されている条件付事業分野に属する事業所を有する投資プロジェクトの VAT 還付関連の規定は、政令第 100/2016/ND-CP 号が有効となった 2016 年 7 月 1 日から遡及適用される。税務当局は、過去の規定に基づいて事業所がすでに VAT を徴収された場合、VAT 額及び税務関連の行政の罰金、遅延利息を調整するものとする。

2. 従属支店における法人所得税の取扱い（ハノイ市税務当局から発行された 2022 年 6 月 1 日付のオフィシャルレター第 25019/CTHPH-TTHT 号）

FUJIKIN VIETNAM CO., LTD.にはハノイ支店、バクニン支店の 2 つの従属支店があるが、次の規定に従うものとする。

- ハノイ支店は本社と同じくハノイ市に所在している従属支店であるため、ハノイ支店の所得は、本社を所轄する税務当局に申告する。
- バクニン支店は製造業で、本社とは異なる省に所在しているため、対象会社は、財務省から発行された 2021 年 9 月 27 日付の通達第 80/2021/TT-BTC 号第 17 条 2.c 項に従い、法人所得税（CIT）を配賦する責任がある。その配賦額は次の通り計算される
バクニン省で納付すべき CIT＝「全事業活動に対する CIT

*」×「バクニン支店の費用/対象会社の総費用」（CIT 優遇税制の対象となる活動の費用は含まれない）

*事業活動に対する CIT には優遇税制の対象となる事業活動に対する CIT は含まれないものとする。また、優遇税制の対象となる事業活動に対する CIT は優遇税制の対象となる事業活動の業績及び優遇税率によって確定される。

3. ベトナム国外で実施するサービスの外国契約者税（税務総局から発行された 2020 年 11 月 12 日付のオフィシャルレター第 4827/TCT-CS 号）

OTO VINA CO., LTD.は、外国融資関連で韓国に所在する銀行の要請に従い、必要書類を作成・準備するため、韓国に所在する法律事務所と契約し、法務コンサルティングサービスの提供を受ける場合、財務省から発行された 2014 年 8 月 6 日付の通達第 103/2014/TT-BTC 号に基づき、当該サービスから発生する当該法律事務所の所得は、外国契約者税の課税対象となる。

4. 輸出加工企業へのサービスに対する付加価値税の税率（バクニン省税務当局から発行された 2022 年 7 月 11 日付のオフィシャルレター第 2120/CTBNI-TTHT 号）

WOORI TECH CO., LTD.はベトナム企業であり、商品の包装、分類、検査サービスを提供するために、輸出加工企業（EPE）に自社の労働者を派遣する場合、財務省から発行された 2013 年 12 月 31 日付の通達第 219/2013/TT-BTC 号第 9 条 2 項に規定される条件を満たせば、当該企業は VAT0%を適用することができる。

5. 拡大投資プロジェクト*の VAT 還付（ビンズオン省から発行された 2022 年 7 月 7 日付のオフィシャルレター第 11749/CTBDU-TTHT 号）

付加価値税に関する現行法律は、拡大投資プロジェクトに対する VAT 還付について規定していない。事業所が拡大投資プロジェクトの VAT 還付を申請する場合の処理方法について、財務省は検討中である。現時点において、拡大投資プロジェクトは、VAT が還付対象ではない。01/GTGT 様式を用いて仕入 VAT を申告する必要がある。

* 拡大投資プロジェクトとは以下の通り規定される。

生産規模拡大、生産能力向上、テクノロジーの革新、環境改善対策を実施することにより、投資活動中の事業を拡大するプロジェクトである。